平成２３年（フ）第７９５号
最後の住所　愛知県尾張旭市旭台１丁目８番地８
破産者　亡髙嶋稔相続財産
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１３号
名古屋市北区成願寺１丁目１番31号
破産者　有限会社Ｌｉｆｅアサヒ
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５１号
名古屋市北区志賀町２丁目１番地　マーブルアサイ402号、従前の住所名古屋市北区駒止町２丁目118番地の１
破産者　西山　武彦
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４１号
名古屋市東区東大曽根町29番11号　共栄ビル西棟301号、登記簿上の本店所在地名古屋市東区東大曽根町29番11号
破産者　株式会社エムジーソリューション
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１３３号
名古屋市千種区大島町４丁目１番地　メゾンさくら201
破産者　株式会社アプレット
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7847番地３
破産者　株式会社竹下工藝店
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５４号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1831番地10
破産者　株式会社太良運輸
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１５４号
佐賀県杵島郡大町町大字福母1578番地９
破産者　有限会社あるていすと
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市上之園町６番地の11
破産者　株式会社ケイアンドエムコーポレーション
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５４号
北海道恵庭市和光町４丁目13番１号
破産者　上口　翔伍
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５５号
北海道苫小牧市拓勇西町４丁目２番地16
破産者　株式会社伍諒運輸
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４７号
秋田県能代市字長崎129番２
破産者　有限会社ニューシステムサービス
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第５１号
石川県加賀市山中温泉湯の本町ラ７番地
破産者　有限会社河畑呉服店
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３８７号
静岡県浜松市浜北区道本339番地６
破産者　有限会社マルハナ園芸
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１２６８号
大阪府泉佐野市日根野1864番地の９
破産者　株式会社ビート
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３号
兵庫県伊丹市桑津３丁目４番15号
破産者　株式会社エムテック
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４００号
奈良県天理市指柳町385番地の１
破産者　乾タクシー株式会社
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
奈良市法華寺町1210番地
破産者　有限会社みやこトラベル
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８０号
福岡県京都郡苅田町大字南原1018番地１
破産者　亡浦野フサヱ相続財産
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀712番地
破産者　合資会社松田モータース
1　決定年月日　平成28年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
静岡市駿河区下川原３丁目２－１
破産者　愛静ホームサービス株式会社
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４３号
福岡市中央区薬院１丁目６番７号
破産者　株式会社ＥＢＩ　ＧＲＯＵＰ
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部